

宮 労 基 発 0810 第 1 号
令 和 3 年 8 月 10 日

関係団体等の長 殿

宮城労働局労働基準部長
(公印省略)

8月以降における熱中症予防対策の徹底について

平素より、労働基準行政の推進に格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、5月から9月までを実施期間とした「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(以下「キャンペーン」という。)を展開する等の取組を進めているところですが、厚生労働省が7月までに報告のあった全国の熱中症の件数(速報値)を取りまとめたところ、昨年同時期と同様の高い水準の発生状況となっています(別紙)。

例年、県内では、7月から8月にかけて熱中症が急増しますが、今年は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクへの警戒も必要となっており、職場においても感染防止対策と同時に熱中症予防対策の徹底が求められる状況にあります。

特に、夏場においては、感染防止の観点で実施される換気の影響により、屋内でも熱中症発生リスクの上昇が懸念されることから、夏季における室内の換気の方法、休憩場所での過ごし方、飲料水補給の方法等、感染防止対策を講ずることを前提とした熱中症予防対策に留意する必要があるところです。

つきましては、貴職におかれましては、8月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、傘下会員や受注事業者等関係事業場への周知について特段の御協力をお願いします。

なお、必要に応じて、以下に資料等を掲載しておりますの、ご活用ください。

宮城労働局ホームページ

(令和3年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施等について)

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/20210518coolworkcampaign.html>

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（令和2年、令和3年）（人）

	5月 以前	6月	7月	7月末まで の累計数
令和3年 ※同年7月末時点の 速報値	9 (1)	26 (0)	55 (2)	90 (3)

令和2年 ※同年7月末時点の 速報値	14 (1)	57 (0)	22 (2)	93 (3)	8月	9月	10月 以降
令和2年 ※確定値	18 (1)	85 (0)	115 (4)	218 (5)	651 (16)	84 (1)	6 (0)

- 令和3年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7月末までの累積確定数は200人以上に上ると推定される。
- 令和2年8月（確定値）において、650人を超える被災者が発生したことから、本年8月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
 - ※ 括弧内は、死亡者数（内数）。
 - ※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。
 - ※ 休業4日以上労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

（参考）令和2年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は、前年を上回り、959人と依然として多く、うち死亡者は22人となっています。死傷者については、全体の4割以上が建設業と製造業で発生しています。また、入職直後や夏休み明けで暑熱順化が十分でないと思われる事例や、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例もあります。死亡災害の発生は8月に集中し、死亡者を業種別に見ると、建設業7人、製造業が6人などとなっています。死亡災害には、熱中症発症から救急搬送までに時間がかかっていると考えられる事例も含まれています。